

トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しに関する中央環境審議会答申について  
(平成27年4月23日 環境省報道発表資料(抜粋))



報道発表資料

平成27年4月23日 | 水・土壌

(お知らせ) 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(答申)」について

平成27年4月21日(火)に開催された中央環境審議会水環境部会(第37回)において、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(報告)」が取りまとめられ、同日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

これを受け、環境省ではトリクロロエチレンに関する排水基準等について、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正を行う予定です。

また、平成27年1月30日から3月2日にかけて実施された「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(報告案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果についても併せてお知らせします。

1. 審議の経緯

平成26年12月8日に環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」(諮問第388号)は、同年12月より、中央環境審議会水環境部会に設置された排水規制等専門委員会において検討がなされ、平成27年4月に報告が取りまとめられました。

この報告は、平成27年4月21日に開催された中央環境審議会水環境部会(第37回)において審議され、同日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ別添1のとおり答申がなされました。

2. 答申の概要

トリクロロエチレンに関する水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の新たな基準値は、以下の通りとすることが適当とされました。

トリクロロエチレンに関する基準値の見直し

基準	新たな基準値	現行の基準値
排水基準	0.1mg/L	0.3mg/L
特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件(地下浸透基準)	0.002mg/L (据え置き)	0.002mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.01mg/L	0.03mg/L

3. 意見募集(パブリックコメント)の概要

答申に先立って、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会が行った、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(報告案)」の内容について、以下の通りです。

1) 意見募集の期間及び方法

- 意見の募集期間：平成27年1月30日(金)から平成27年3月2日(月)
- 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

2) 御意見の件数

- 意見の提出件数：3団体・個人
- 延べ意見数：14件

3) 御意見の概要及びこれに対する考え方

頂いた御意見の概要及びこれに対する考え方は、別添2のとおりです。

#### 4. 今後の対応

今回の答申を受け、環境省ではトリクロロエチレンに関する排水基準等について、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正を行う予定です。

#### 添付資料

[添付1 水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申） \[PDF 910 KB\]](#)

[添付2 「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告書）」に対するパブリックコメントの裏書結果とその対応について \[PDF 123 KB\]](#)

##### 連絡先

環境省水・大気環境局水環境課

直 通：03-5521-8313

代 表：03-3581-3351

課 長：二村 英介（内線6610）

課長補佐：吉村 陽（内線6615）

担 当：廣田 大輔（内線6629）

環境省水・大気環境局土壌環境課

地下水・地盤環境室

直 通：03-5521-8309

室長補佐：林 理香（内線6604）

担 当：大河原弘樹（内線6607）

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について

## I. 意見募集の概要

平成27年1月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成27年1月30日（金）～平成27年3月2日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

## II. 意見募集の実施結果

○意見提出者数：3名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	1
民間事業者	2
地方自治体	0
市民団体・その他の団体	0
個人	0
合計	3

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の総数（事務局で整理した意見数：14件）

報告案の該当箇所	件数
1. はじめに	0件
2. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について	
（1）水質汚濁防止法における排水基準の考え方	0件
（2）排水基準の設定について	0件
（3）地下水浄化基準の設定について	2件
（4）特定事業場に係る地下浸透規制について	0件
（5）検定方法	0件
3. 暫定排水基準について	0件
4. 留意事項	0件

別紙	
I. 物質の特性と人の健康影響	0件
II. 用途、排出量等	0件
III. 公共用水域及び地下水における検出状況	2件
IV. 排水中からの除去技術（処理技術に関する情報）	2件
V. 検定方法	1件
全体を通して	4件
合 計	11件

パブリックコメント対象外の意見・・・ 3件

### Ⅲ. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり

### Ⅳ. 報告案への対応

別紙Ⅳについて、地下水の浄化技術に関する情報を追記した。

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対するパブリックコメントの実施結果とその対応

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
(3) 地下水浄化基準の設定について			
1	地下水の飲用や利用がない地域についても同一の浄化基準を適用する根拠を示して頂きたい。基準不適合による区域に指定される土地が増えることから、浄化基準は一律ではなく、土地の利用状況や水源への影響を加味し、基準を変えて頂きたい。	2	水質汚濁防止法第14条の3に規定する浄化措置は、「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき」に必要な限度において命を命ずるものであり、当該被害のおそれがない場合は、そもそも措置命令は適用されません。なお、浄化基準の超過をもって、土壌汚染対策法に定める要措置区域等が指定されることはありません。
別紙Ⅲ. 公共用水域及び地下水における検出状況			
2	地方自治体が把握している土壌汚染事例などが検討資料に含まれておらず、超過事例の少ないデータのみで検討がされているように見受けられるため、公平性と客観性が確保された検討をお願いしたい。	1	水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法に基づき都道府県知事等が行った調査の結果、把握され、国に報告された全ての超過事例を対象に整理し、検討を進めました。なお、自治体の条例に基づく措置事例についても、国に報告されているものは、検討資料に含まれています。
3	新環境基準超過地点数は、過去に遡って基準超過と判断するようになつてきているが、新基準の遡及適用は行われないうようにすべきである。	1	新環境基準を過去に遡って適用することはありません。(現在の汚染状況については、新環境基準により判断されます。)
別紙Ⅳ. 排水中からの除去技術（処理技術に関する情報）			
4	地下水中からの除去技術は検討されていないので、浄化の実現性を示して頂きたい。新基準値を担保できる浄化技術を新規に導入する必要性が生じる場合を考慮して、猶予期間を設けて頂きたい。	2	別紙Ⅳに、地下水からの除去技術に関する情報を追記しました。水質汚濁防止法第14条の3に基づき、都道府県知事は、相当の期限を定めて、浄化措置を命ずることとされており、浄化実施のための準備期間も考慮されることから、統一的な猶予期間の設定は必要ないと考えます。

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方 (案)
別紙V. 検定方法			
5	見直し後の基準値である0.01mg/Lへの基準適合については、0.010mg/Lは基準適合、0.011mg/Lは基準不適合と判断されるか。 検定を公平かつ公正に実施するため、見直し基準値0.01mg/Lについては、定量下限として0.001mg/Lが必要であり、溶媒抽出-ガスクロマトグラフ法は改善が必要と考える。	1	前段については、御意見のとおりです。 後段については、必ずしも基準値の1/10まで定量することが求められているわけではなく、JIS K0125による溶媒抽出-ガスクロマトグラフ法は繰り返し分析精度5～10%で0.002から0.04mg/Lが定量範囲となっており、一定水準の分析精度が確保されているものと考えます。 なお、当該分析法の見直しについては、今後の分析技術の開発・利用状況を踏まえ、必要に応じて適切に対処すべきと考えます。
全体を通して			
6	既に水質汚濁防止法に基づく行政指導等により浄化等の措置が実施されている場合、経過措置を認めるべきである。	1	水質汚濁防止法の浄化措置命令に基づく浄化措置を実施中の場合の取扱いについては、他の関係法令における対応状況について精査し、統一的な対応の観点から今後検討していくことが必要と考えます。
7	土壌汚染対策法に基づき、浄化措置や措置完了モニターが実施されている場合、猶予を認めるべきである。	3	土壌汚染対策法に係る御意見のため、パブリックコメント対象外ですが、意見番号6の回答を御参照下さい。